



2024年12月13日

各位

会社名 株式会社 i s p a c e  
代表者名 代表取締役 CEO 袴田 武史  
(コード: 9348 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 CFO 野崎 順平  
(TEL. 03-6277-6451)

## 譲渡制限付株式ユニット (RSU) に基づく新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に従い付与した譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」といいます。）に基づく新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 発行の概要

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 払込期日         | 2025年1月31日  |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 854,500株   |
| (3) 発行価額         | 1株につき517円   |
| (4) 発行価額の総額      | 441,776,500円  |
| (5) 割当予定先        | 当社の従業員 130名 513,700株<br>当社子会社の取締役 2名 73,000株<br>当社子会社の従業員 113名 267,800株 |
| (6) その他          | 本新株式発行のうち、国内における募集（513,700株）については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。       |

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、有能な人材の確保・リテンション、中長期的な企業価値向上の促進並びに当社及びその関係会社（総称して以下「当社グループ」といいます。）が所在する複数の国及び地域の全てを通じた公平かつ分かりやすい制度設計の実現を目的として、当社の業務執行取締役及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下「対象者」といいます。）に対し、従前の信託型ストックオプション制度に代えて、事後交付による株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本新株式発行は、当社が、従前の信託型ストックオプション制度に基づいて設定した時価発行新株予約権信託に対して発行した第9回新株予約権 A03（以下「本第9回新株予約権」といいます。）の対象者への分配に代えて、本制度に基づき対象者に付与した下記「(2) 本制度の概要」記載のRSU（以下「本RSU」といいます。）が2025年1月1日付で権利確定することに伴い、2024年12月13日開催の取締役会に基づき行うものです。

#### <本制度の内容>

##### (1) 本制度の対象者

当社の業務執行取締役及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員

##### (2) 本制度の概要

本制度は、対象者に対して、事業年度毎に業績目標の達成率等に応じた数の RSU を付与し、下記「(3) RSU の権利確定方法」記載の方法により権利確定した RSU の数に応じて、当社普通株式を交付する株式報酬制度です。

### (3) RSU の権利確定方法

原則として、各年に RSU を付与し、当該付与日から2年後の応当日の権利確定日までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合（対象者が当社の業務執行取締役である場合には、当該対象者が継続して当社の業務執行取締役の地位にある場合に限ります。）、当該権利確定日において、その対象者が保有している RSU 全てについて権利確定します。ただし、権利確定前に、当社の代表取締役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有する RSU のうち、RSU の付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定し、当該権利確定した RSU の数と同数の株式を交付するものとします。ただし、当社の代表取締役は、当該対象者の保有する RSU の数の範囲内で、交付される株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

本 RSU は、本第9回新株予約権の配分対象となっていた当社新株予約権の個数を踏まえて決定された数の RSU を対象者に付与したものであり、本 RSU の付与日である2024年10月1日から本第9回新株予約権について予定されていた交付基準日に準じて設定された権利確定日（2025年1月1日）までの間、対象者が継続して上記の地位にある場合等を条件として確定させることとしております。

### (4) 当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、当社が定めた時期に、当社から対象者に支給された当社に対する金銭報酬債権の現物出資と引換えに、当社の取締役会の決定に基づく新株発行又は自己株式処分によって当社普通株式を交付します。また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ、関連する法令により認められる範囲で決定する額とします。

### (5) RSU の消滅事由

権利確定日までに、(i)対象者が RSU を放棄した場合、(ii)対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、(iii)対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、(iv)対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、(v)その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定の RSU の全部が消滅します。

### (6) 組織再編時の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の代表取締役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

### (7) RSU の処分制限

対象者は、RSU について第三者への譲渡、質入その他の一切の処分をすることはできません。

## 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、割当予定先に支給される金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その発行価額については、恣意性を排除した価額とするため、2024年12月12日の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である517円としております。これは、取締役会決議日の前営業日の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上